

令和2年（2020年）11月19日
産業振興部 産業振興課

下関市商工業振興センターに係る指定管理候補者の選定結果について

下記のとおり、下関市商工業振興センターに係る指定管理候補者を選定しましたので、選定結果を公表します。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により下関市議会の議決を得る必要があり、下関市議会令和2年第4回定例会における議決を経た後に、下関市長が指定管理者を指定します。

記

1 選定の概要

（1）施設の概要

①名称 下関市商工業振興センター
②所在地 下関市南部町21番19号
③概要 開館：昭和61年
敷地：1495.73m²
延床面積：4099.50m²
構造：鉄筋コンクリート造地下1階地上4階建

（2）指定期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

（3）指定管理候補者の概要

①名称 下関商工会議所 会頭 川上 康男
②所在地 下関市南部町21番19号
③主な業務内容

- ・商工業に関して相談に応じ、又は指導を行うこと。
- ・商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。
- ・商工業に関する講演会又は講習会を開催すること。
- ・商工業に関する技術及び技能の普及又は検定を行うこと。
- ・商工業に関して、観光事業の改善発達を図ること。
- ・商品の品質及び数量、商工業者の事業内容その他商工業に係る事項に関する証明、鑑定又は検査を行うこと。
- ・輸出品の原産地証明を行うこと。
- ・交通、運輸及び港湾の改善発達を図ること。

- ・行政庁から委託を受けた事務を行うこと。
- ・商工会議所としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。
- ・行政庁の諮問に応じて答申すること。

2 選定までの経緯

令和2年10月 5日 非公募により申込書の受付開始
令和2年10月13日 受付終了
令和2年10月22日 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市商工業振興センター）から下関市長が意見書を受理
令和2年10月26日 下関市が指定管理候補者を選定

（1）申込資格

- ① 法人税、法人市県民税、消費税、事業税、地方消費税その他の租税及び労働保険料を滞納していないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中でないこと。
- ③ 指定管理者の責めに帰すべき事由により、過去2年以内に指定の取消しを受けていないこと。
- ④ 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていないこと。
- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- ⑥ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。）。
- ⑦ 消防法に基づく甲種防火管理者の資格を有している者をセンターに常駐させること。

（2）申込状況

申込書提出団体数 1団体（下関商工会議所）

3 選定方法

指定管理候補者の選定については、学識経験者や経営又は財務に関する有識者等から構成される下関市指定管理候補者選定委員会（下関市商工業振興センター）が開催され、ここにおいて、申込者から提出された事業計画書、収支計画書、申込団体の経営状況を説明する資料等及び申込団体のプレゼンテーション等により総合的に審議さ

れた結果、申込団体についての意見が下関市長に提出されました。

下関市は、その意見及び選定の基準を総合的に審査し、申込団体のうちから最も適当と認めるものを指定管理候補者として選定しました。

4 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市商工業振興センター）の委員（5人）

【学識経験者】	杉 浦 勝 章	（下関市立大学准教授）	委員長
【財務に関する有識者】	田 中 智 行	（株）日本政策金融公庫下関支店統括課長	
【利用に関する有識者】	藤 本 寿 文	（下関公共職業安定所所長）	
	山根東一郎	（山口県中小企業団体中央会下関支所長）	
	山 田 豊	（下関市産業振興部次長）	

※委員長は、委員の互選により決定

5 選定基準

各委員100点満点の採点方式により選定することとし、以下2項目全てに該当する団体を選定することとした。なお、最低制限基準は60点とした。

ア) 過半数の委員が最低制限基準以上の採点である。

イ) 採点の平均が最低制限基準以上である。

※選定基準は、別紙1 指定管理候補者選定（審査）の基準・着眼点のとおり

6 指定管理候補者選定委員会の審査結果

（1）採点結果

A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計点	平均点
93	100	90	94	76	453	90.6

（2）指定管理候補者選定委員会での主な意見

特になし

（3）議事録（要点）

別紙2のとおり（注：「（1）採点結果」中のA～E委員は、議事録中のA～E委員とそれぞれ同一の委員ではありません。）

7 選定結果

下関市は、下関市指定管理候補者選定委員会（下関市商工業振興センター）の意見及び選定の基準に基づき総合的に審査し、下関商工会議所を指定管理候補者に選定しました。

（1）選定された団体の（主な）提案内概要

別紙3のとおり

(2) 選定の主な理由

- ア) 下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項各号の選定基準を満たしているため。
- イ) 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市商工業振興センター）における審査の結果、指定管理候補者として適当であるとの答申があつたため。

8 提案額

5年間の平均額18,868千円

5年間の合計額94,340千円